

# 神戸市介護サービス協会だより

神戸市介護サービス協会 〒651-0086 神戸市中央区磯上通3-1-32 神戸市社会福祉協議会内  
TEL 078 (271) 5326 FAX 078 (271) 5366  
URL <http://www.kaigo-kobe.net>  
E-mail [kaigo@with-kobe.or.jp](mailto:kaigo@with-kobe.or.jp)

## ◆ C O N T E N T S ◆

平成27年度介護報酬改定の影響に関するアンケート	1・2	こうべオレンジカフェ(認知症カフェ).....	7
神戸市高齢者介護士認定試験.....	3	協会の活動状況.....	8
サービス提供責任者研修会.....	3	神戸市認知症介護研修.....	8
介護人材確保・定着に関するアンケート.....	4・5	個別加入のご案内.....	8
H28年度事業計画.....	6	編集後記.....	8
神戸市高齢者安心登録事業.....	7		

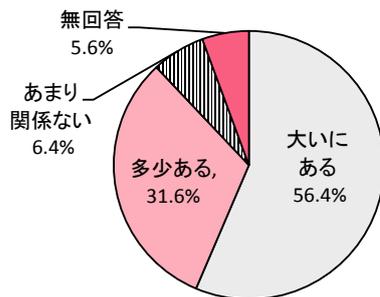
## 平成27年度介護報酬改定の影響に関するアンケート調査結果

平成27年度介護報酬改定では、基本報酬の減額と共に様々な加算が追加されました。当協会では、介護報酬改定による影響や課題、各事業所の処遇改善加算やその他の加算の取得状況及び問題点について把握するため、平成28年2月に会員事業所を対象にアンケート調査を実施しました。

協会では、このアンケート調査結果をもとに、介護保険制度及び介護報酬改定に関わる諸課題について、神戸市や厚生労働省に改善の要請を行っていく予定です。

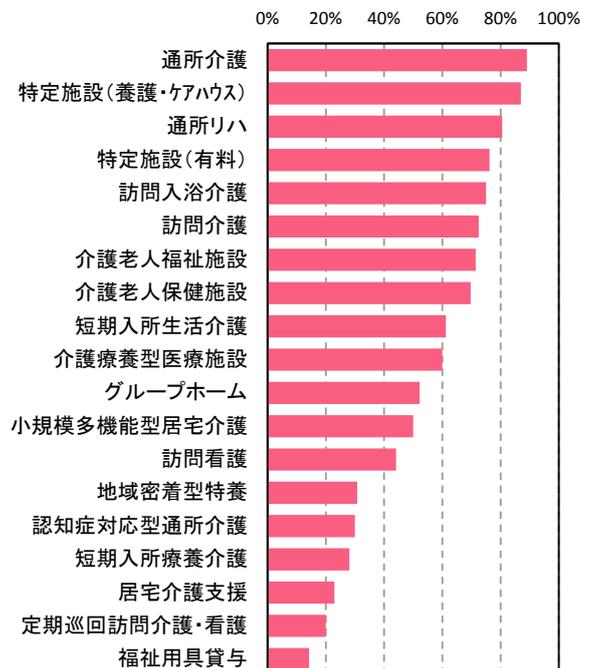
- ◆対象 神戸市内会員事業所のうち介護保険事業を実施している施設・事業所
- ◆実施時期 平成28年2月
- ◆実施方法 各施設・事業所にアンケート用紙を郵送し、FAXにて回答いただいた
- ◆送付数 630 ◆回答数 250 ◆回答率 39.7%

### Q.H27年度制度改正の影響は

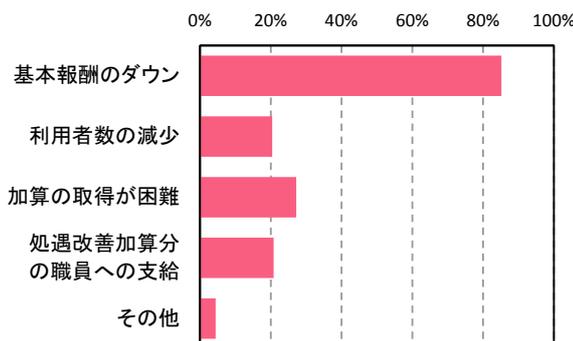


### Q.H27年度制度改正の影響大きかった事業は何ですか

※割合は種別ごとの回答事業所数に対して



### Q.具体的に影響が大きかったことは何ですか(複数回答)



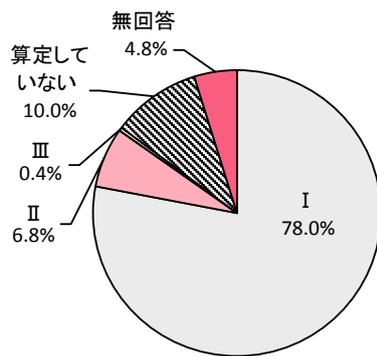
Q.算定の困難な加算(上位)介護職員処遇改善加算を除く

1位	中重度者ケア体制加算	24件						
2位	認知症加算	21件	6位	特定事業所加算	12件	10位	在宅復帰強化加算	6件
3位	個別機能訓練加算	18件	7位	リハビリテーションマネジメント加算	8件	10位	社会参加支援加算	6件
3位	サービス提供体制強化加算	18件	8位	生活行為向上リハビリテーション加算	7件	10位	日常生活継続支援加算	6件
5位	認知症専門ケア加算	15件	8位	認知症ケア加算	7件	10位	看取り介護加算	6件

Q.算定の意義や問題のある加算とその理由・意見についてご記入ください。

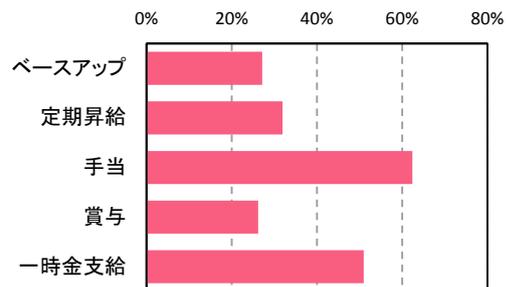
- ◆ 加算分より、要件達成に生じるマイナス分の方が大きい。書類等の事務的なことが多いので、簡素化して欲しい。
- ◆ 加算を算定することによって限度額を超える為、他のサービスを利用せざるを得ないケースが発生する。
- ◆ 人員確保ができた場合でも加算と人件費のバランスが合わない。
- ◆ 多くの学会認定資格等があるが、認知症専門ケア加算の要件が「リーダー研修」「指導者研修」に限定されている点。
- ◆ 在宅復帰ありきでご本人、ご家族等の家庭の状況を考えてものではない。
- ◆ 中重度ケア体制加算を算定するが要介護1、2の利用者からも徴収することに矛盾を感じる。
- ◆ 要介護2以下でも手のかかる人は多い。職員数が必要な上に中重度ケア体制加算はとれない。
- ◆ 人員・研修の要件を満たしていても、利用者割合で加算を維持することが困難。
- ◆ 総合マネジメント加算は基本報酬に入れるべき。
- ◆ “認知症”というネーミングが問題。本人が認知症と認めていない場合もある。配慮が足りない。
- ◆ 人材不足の中、膨大な尽力で取り組んで利用者の介護度が下がっても、それに対する加算がないのはどうかと思う。

Q.介護職員処遇改善加算は何を算定していますか？



Q.介護従事者の処遇改善の実施方法

※割合は左記のⅠ～Ⅲの回答数に対して



Q.介護職員処遇改善加算に関する問題点・意見(他の職種への手当、利用者への説明、負担増等)

- ◆ 介護職員の役職者が生活相談員よりも年収ベースで上回る逆転現象が起きている。介護職員の満足度向上の為に有難い制度だが、基本報酬をこれ以上ダウンしない等施設職員全体の処遇改善加算であることを望む。
- ◆ 他の職種との差別化が明確に出来ない面もあり、説明しても理解が得られない。介護職員が根本的に足りないので処遇改善でなく、サービス料UPと利用者負担を上げることも必要。
- ◆ 介護職員のみ処遇改善されるが、他職種へのベースアップをしようと思えば、事業者負担となり、介護報酬が減っていく中で厳しいのが現状である。
- ◆ 介護職以外の職員(相談員・ケアマネ・看護職・事務職)に対しては処遇改善の対象ではないのは何故か?現状の支給対象では介護職と一層の専門性を要する職種との格差が有り、介護職員のスキルアップには繋がらないのではないかと。
- ◆ 管理職、事務職などへの反映はなく、その根拠があいまいに感じる。利用者への負担増となることから、この問題を利用者に押し付けていないか、加算という方法で良いのかと疑問を感じる。
- ◆ 分配方法について職員の能力に応じて分配出来る様にしてほしい。
- ◆ 先行き不透明な為「手当」による支給とせざるを得ず、介護職員の満足感、雇用の安定に繋がらない。
- ◆ このまま継続されるのか?一旦増やすと減らすことは困難である。他職種との兼ね合いも今後どうするか考えなければならない。
- ◆ 介護報酬減で処遇改善して行くのが厳しい中、各種研修等に使用する教育等、使途の幅を広げて欲しい。
- ◆ 職員においては支給されプラス評価であるが、事業所においては処遇見直し、委員会設置等付随する経費が出ており介護報酬単価減による収入減の中での対応となり、厳しい状況と考える。
- ◆ 算定Ⅰを取得したいが、事務手続き等に時間を費やす事が難しいのが現状。
- ◆ メディアでは介護職員の給与アップにつながる大々的に報じられているが基本報酬が減り、その割合に応じての算定となる為、誤った見解を招きやすい。事務所の収益が減っている中で職員給与が上がるのは矛盾している。

## 平成28年度「神戸市高齢者介護士認定試験」受験者募集について

「神戸市高齢者介護士認定制度」は、介護職員の意欲向上と社会的評価の向上、神戸市全体の介護サービスの質の向上及び介護人材の確保のためにできた神戸市独自の認定制度です。

神戸市内の施設・事業所にて3年以上5年未満の間継続して介護業務に従事している職員を対象として、4日間の講習会を実施するとともに認定試験を行い、合格者には神戸市から認定証を授与します。

これまでの受験者からは「介護福祉士国家試験の受験に役立った。」「基本的なことを学び直す良い機会となった。」「新人の時の研修と違い、現場で働いた上での勉強会だったので、普段のケアと結びつけて学ぶことができよかった。」という声があがっています。

### <受験対象者>

- ・平成28年7月31日現在、3年以上5年未満の間継続して同一法人内にて介護業務に従事していることが見込まれる職員。
- ・受験できる対象事業は、神戸市内に所在する、高齢者施設・事業所。(介護保険施設、特定施設、グループホーム、通所介護、訪問介護、等)
- ・学歴、資格保持等は問わない。
- ・神戸市介護サービス協会主催の講習会を受講修了した者とし、認定試験のみを申し込むことはできない。

### <講習会・認定試験>

講習会	第1日目	平成28年5月29日(日)	午前 9:15~午後5:00	
	第2日目	平成28年6月14日(火)	午前 9:15~午後5:00	
	第3日目	平成28年6月26日(日)	午前 9:15~午後5:00	
	第4日目	平成28年7月14日(木)	午前 9:15~午後6:15	※模擬試験あり

認定試験	平成28年8月7日(日)	午前 10:00~午後4:15	
会場	第1・4日目	たちばな職員研修センター	神戸市中央区橘通3丁目4-2
	第2・3日目及び試験	あすてっぷKOBÉ	神戸市中央区橘通3丁目4-3

### <費用>

講習会受講料	神戸市介護サービス協会	会員事業所職員	7,000円
		非会員事業所職員	10,000円
認定試験受験料	会 員・非会員とも		3,000円
テキスト代(中央法規出版:介護福祉士実務者研修テキスト)			10,800円

### <申し込み方法>

神戸市介護サービス協会ホームページより受験者募集についての各様式をダウンロードし、募集要項をよくお読みの上、「受験申込書」に「実務経験等証明書」を添えて、施設・事業所より神戸市介護サービス協会事務局宛郵送にてお申込みください。

申込締切:平成28年4月20日(水) 着まで



神戸市介護サービス協会ホームページ: <http://www.kaigo-kobe.net>

## 平成28年度サービス提供責任者研修会

開催期日: 第1日目 平成28年5月19日(木)  
 第2日目 平成28年6月16日(木)  
 第3日目 平成28年7月7日(木)  
 第4日目 平成28年8月18日(木)

開催時間: 午後1時30分~4時40分

※第2日目は講義終了後に交流会を予定しています。

会場: こうべ市民福祉交流センター 501教室

内容: サービス提供責任者の役割、グループワーク  
 対人折衝能力の向上、  
 サービスの質の向上を目指して  
 その他介護に関する医療知識等  
 詳細は、協会ホームページをご覧ください。

参加費(4回シリーズ):

協会会員事業者 5,000円  
 協会非会員事業者 8,000円

定員: 50名 ※応募者多数の場合は抽選

参加対象: 訪問介護事業者サービス提供責任者

申込方法: 訪問介護事業所宛お送りする案内をご確認の上、FAXでお申込みいただくか、神戸市介護サービス協会ホームページ上の申込フォームからお申込みください。

申込締切: 4月26日(火)

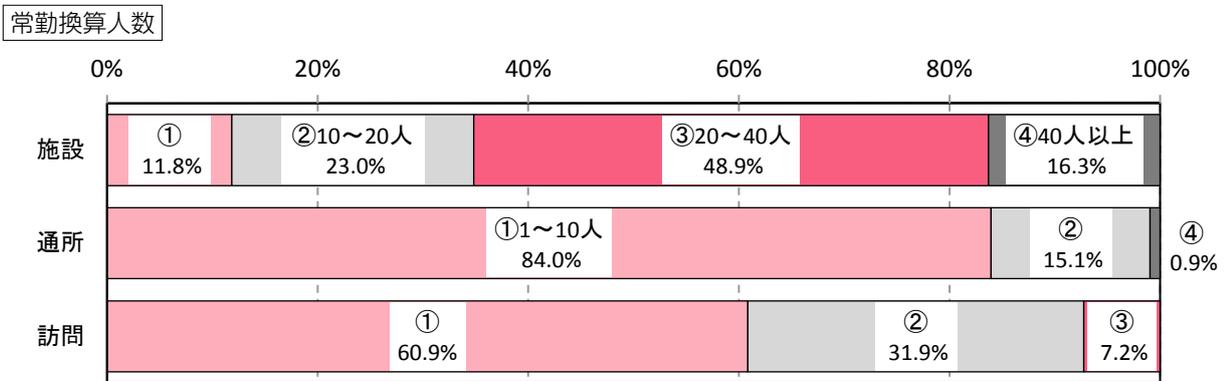
## 介護人材確保・定着に関するアンケート調査結果

協会だよりNo39でご報告しました、介護人材確保・定着に関するアンケート結果がまとまりました。アンケートにご回答いただいた事業所の皆様、ご協力ありがとうございました。紙面の都合上、アンケート結果の一部をご紹介します。アンケート結果の全容は、当協会ホームページに掲載しています。

- ◆対象 神戸市内会員事業所のうち介護職を有する施設・事業所
- ◆実施時期 平成27年8月～9月
- ◆実施方法 各施設・事業所にアンケート用紙を郵送し、FAXにて回答いただいた
- ◆回答状況

	施設系	通所系	訪問系	合計
送付数	295	254	218	767
回答数	140	105	75	320
回答率	47.5%	41.3%	34.4%	41.7%

### Q.貴施設・事業所の介護職員（ケアワーカー）の人数をお教えてください。（ショートステイは施設に含む）



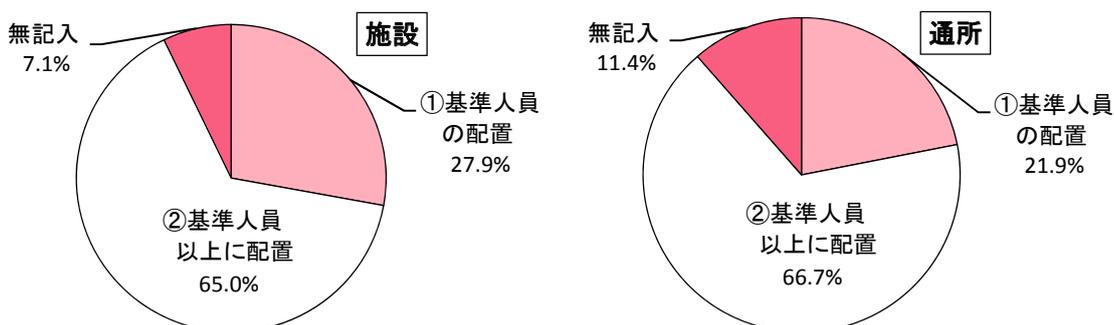
### Q.介護職員（常勤・非常勤・登録ヘルパー）の平均人数とおおよその平均年齢。

	施設		通所		訪問	
常勤	21.3人	39.6歳	4.4人	40.4歳	5.3人	47.9歳
非常勤	9.5人	47.6歳	4.4人	54.7歳	5.8人	50.0歳
登録ヘルパー					22.7人	57.5歳

### Q.平成26年4月1日～平成27年3月31日までの、介護職員の採用者数、離職者数をお教えてください。

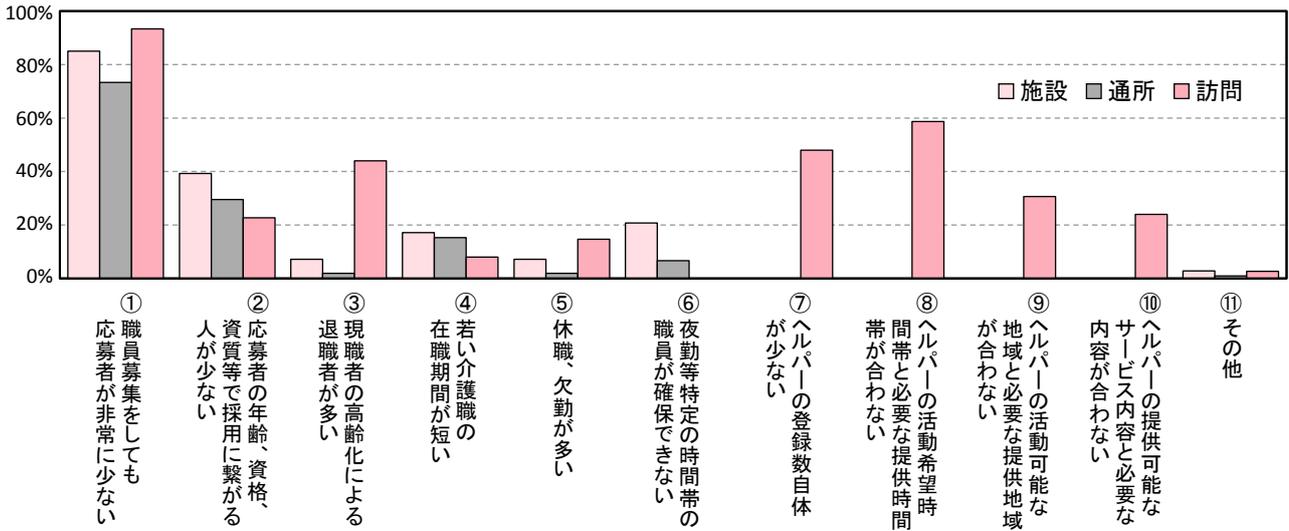
	施設		通所		訪問	
	採用(平均)	離職(平均)	採用(平均)	離職(平均)	採用(平均)	離職(平均)
常勤	4.4人	4.2人	1.2人	1.0人	1.0人	1.1人
非常勤	4.0人	3.0人	1.3人	1.2人	0.9人	0.8人
登録ヘルパー					2.5人	2.7人

### Q.貴施設・事業所の介護職員の人員配置の現状についてお教えてください。



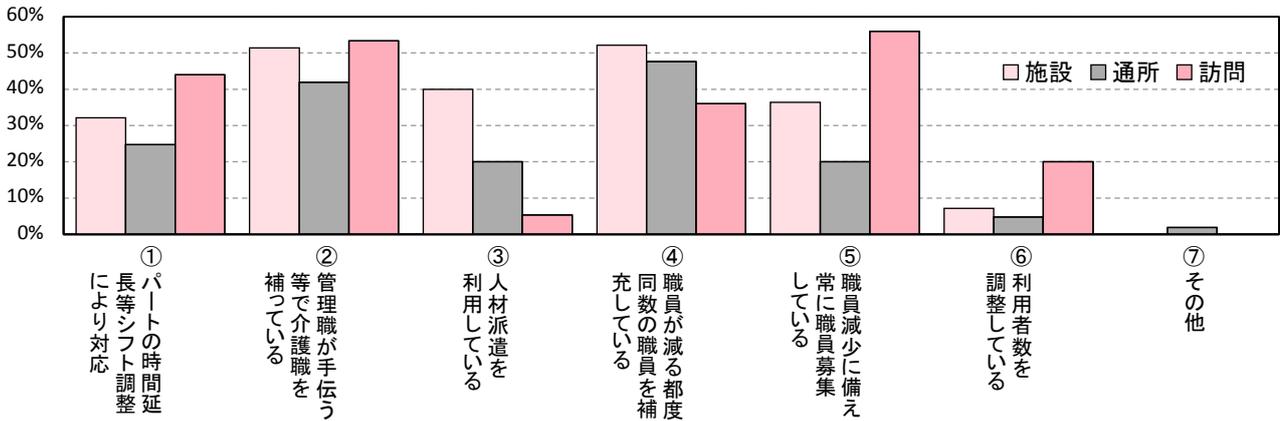
**Q.介護職員の確保について、大いに困難、困難、やや困難と回答した施設・事業所にお聞きます。困難の理由であてはまるものは何ですか。**

※複数回答 割合は大いに困難、困難、やや困難と回答した数に対して



**Q.介護職員の確保について、大いに困難、困難、やや困難と回答した施設・事業所にお聞きます。現場の介護職員確保のためにしているその場の対応方法は何ですか。**

※複数回答 割合は大いに困難、困難、やや困難と回答した数に対して



**Q.介護人材の確保・育成について何をすべきか等、ご意見がありましたらご記入ください。**

- ◆ 一般の方に介護業界のイメージ調査をし、実際とのギャップを知ってもらえれば、求職の選択肢の一つになるのではないかと。
- ◆ 介護職へのイメージアップ戦略。漫画、写真等を活用しての“仕事のやりがい”を伝える媒体作り等。
- ◆ 介護職員の確保については一施設、一法人でどうにかなる問題ではない。介護職に興味を持ってもらえる機会をつくり「介護の仕事就職サポートセミナー」のようなものを多く開催してほしい。
- ◆ 辞めてもすぐに就職できるので、辞める決断が早いように感じる。育成体制が整っておらず、入職してすぐに一人前扱いになっていることの負担も大きいのではないかと。
- ◆ 人材確保については、外国の方の登用も積極的に採用していくべきだと思う。
- ◆ 介護報酬改定が3年毎にあり、その度に減収を余儀なくされる。処遇改善加算等で職員への処遇改善に努めているが限界がある。ベッド数以上の収益を生むことはない中で利用者の重度化は進み、業務は一層厳しくなる。財源の確保をしたうえで安定した保険制度が必要だと感じる。
- ◆ 介護職未経験者を採用した時の教育のサポート。ハローワーク等公共の募集手続や内容更新方法の簡略化。
- ◆ 人材を確保することが急務だと思うが、介護職員の質の向上も問題だと思う。介護職員の質が上がらなければ、社会的地位も向上しない。やはり、有資格者が介護する方がいいと思う。
- ◆ 通所は勤務時間も働きやすい時間帯なので人材確保も行いやすい。入所は夜勤もあり重労働の為、体の負担も多い為敬遠される。
- ◆ 夜勤手当の増額は必須。クレームも多く精神的負担が大きく、人材確保が難しい。国が現状を把握し対策を講じるべき。
- ◆ 介護職の地位を上げ、パートではなく正社員として、賃金、専門職として知識を上げる。ヘルパーというお手伝いさんの名称をやめる。
- ◆ 事業所の収益を上げ、賃金面で仕事に見合ったものがなければ人材確保は難しい。介護報酬アップは利用者負担になり、悪循環をおこしているように思う。
- ◆ 制度が安定せず、一生涯の仕事として受入れる人は少ないと思う。働く側の制度はシンプルな方がいいと思う。



## 平成28年度 事業計画



### 1. 介護保険制度に関する課題への対応策の検討

平成27年度の介護保険制度改正の課題を整理し、平成30年度以降の介護保険制度の動きにむけた対応策を検討していきます。そのうえで、介護報酬の引き上げやその他の課題について、神戸市を通じて厚生労働省に要望し、神戸市で対応可能な課題については、具体的な提案を行うとともに、必要に応じて協会としての協力を行っていきます。

### 2. 関係者間の連携を深めるための取り組みの検討

地域包括ケアの推進にむけ、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、サービス提供事業者、医療関係者、その他利用者関係者が、相互に連携するうえでの課題を探り、地域ケア会議及び連携のあり方について検討を行います。

連携がすすみ、市民サービスが向上していくよう、新たな仕組みづくりや協会が作成している介護情報等共有のための諸様式の改定をはじめ、具体的な検討を行います。

### 3. 介護サービスの質の向上に資するための取り組み

サービスの質の向上を図るため、現場の職員及び利用者にとって課題となっている事項や今後の取り組みが重要とされているケアのあり方等について調査・研究を行います。具体的な内容に関しては、運営委員会や部会での協議を通して、現場の職員が必要とし、かつ、協会で行うことが適当と考えられる事項とします。

### 4. 介護人材の確保・環境改善への取り組み

介護関連職種に関する理解を深め、介護人材の確保に繋がるような方策を行うとともに、職員のキャリアアップや職場環境改善への取り組みも行います。

また、介護サービスの質の向上と介護職員のキャリアアップと意欲の向上を目的とした神戸市高齢者介護士認定制度の講習会及び認定試験を行います。

### 5. 介護保険事業者向け各種研修会の開催

全会事業者を対象に、サービスの質の向上を図るために必要な知識・技術の習得、介護を取り巻く課題の理解等を目的として全体研修会を開催します。また、介護従事者や訪問介護事業所のサービス提供責任者等を対象にした継続研修会を引き続き開催します。

研修内容については、アンケート調査等を参考に各部会で検討し、運営委員会で調整を行います。また、各団体が実施する講演会や研修会の共催・後援等を行い、ホームページに情報を掲載するなど、効果的・効率的な研修実施に努めます。

- ① 全体研修会（年間3回）
- ② ケアマネジャー・介護サービス従事者のための介護現場で知っておきたい医学知識研修会
- ③ 訪問介護事業所 サービス提供責任者研修会
- ④ 在宅介護における口腔ケア実習
- ⑤ 在宅介護における感染予防研修会

### 6. 介護保険関連情報の提供

制度改正など、最新の介護保険情報や関連する保健・医療・福祉に関する情報、協会事業の情報等について随時提供していきます。

- (1) ホームページでの最新情報の提供
- (2) 研修会を通じた情報提供（介護保険関連情報、会員事業者の実施事業情報等）
- (3) 「協会だより」の発行（年間3回発行を予定）

- (4) 介護保険関連資料の充実（市民福祉ライブラリーとの連携）

## 7. 組織運営

### (1) 運営委員会の開催

協会として統一的に取り組む課題の検討を行うとともに、各部会で個別に取り組む課題・事業内容の調整を行うため、運営委員会を定例的に開催します。

- テーマ ・介護保険制度に関する課題への対応
  - ・保健・医療・福祉の連携
  - ・サービスの質の向上
  - ・外国人雇用を含む人材確保策
  - ・キャリアパス等人材育成のあり方

### (2) 各部会の開催

「居宅介護支援サービス部会」「在宅サービス部会」「施設サービス部会」の3部会において、介護保険の各分野別の課題の検討を行うとともに、運営委員会での調整を通して、協会として一貫性のある取り組みを行います。

特定の課題について議論する場合は講師や行政担当者を招いての開催や、3部会共通の課題については部会を合同開催するなど部会活動の充実を図ります。

<各部会での取り組み>

- ◇居宅介護支援サービス部会
  - ・多職種連携の具体的な進め方と仕組みづくり
  - ・新しい総合事業への移行にむけたケアマネジメントにおける課題の検討
- ◇在宅サービス部会
  - ・新しい総合事業への移行にむけた取り組み
  - ・福祉用具の適正使用普及への取り組み
- ◇施設サービス部会
  - ・施設における看取りと医療体制の課題の検討
  - ・職員を辞めさせない魅力ある職場づくり
  - ・ノーリフト等腰痛軽減対策等職場環境改善の啓発・研修
- ◇各部会共通
  - ・地域ケア会議及び地域包括ケア推進に向けた取り組み
  - ・サービス付高齢者住宅、小規模多機能等複合的なサービスに関する課題への取り組み
  - ・認知症ケアと認知症の方をささえる仕組みづくりへの連携
  - ・ボランティア、シルバー世代等地域人材の活用の検討

### (2) 神戸市高齢者介護士委員会・実務者会の開催

- ◇神戸市高齢者介護士委員会
  - ・制度設計や認定試験と講習会の運営等について
- ◇神戸市高齢者介護士実務者会
  - ・認定試験や講習会の内容等について

## 8. 個別課題に対応するための小委員会の開催

協会が実施する具体的な事業の企画・実施、運営委員会・各部会での個別検討課題を集中的に検討するため、必要に応じて小委員会を設置します。

## 9. 総会の開催

協会の事業報告・事業計画、決算・予算、役員交代等について、広く会員に報告するため、総会を開催するとともに記念講演会を開催します。

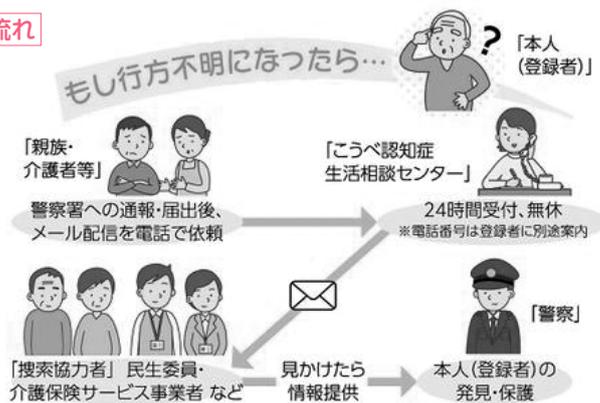
## 「神戸市高齢者安心登録事業」について

**事業内容** 行方不明など日常生活に心配がある高齢者の、生活情報等の事前登録を行うことにより、担当のあんしんすこやかセンターや警察などにおいて情報を共有します。また、あんしんすこやかセンターなどで日頃の地域見守りに役立っています。万一、登録者が行方不明になった場合は、地域の搜索協力者に対し、電子メールで行方不明発生情報を、24時間365日配信し、警察への情報提供を呼びかけ、早期発見と保護を目指します。

**対象者** 行方不明など日常生活に心配のある、市内居住の在宅高齢者。

**申込方法** 担当のあんしんすこやかセンターにお申込みください。ご本人と面談し、事業利用に関する同意をいただいたうえで、登録を行います。

### 行方不明時の流れ



（メール本文記載例）

〇月〇日〇時頃、△△付近で、下記の方が行方不明となりました。見かけた方は、△△警察署〇〇ー〇〇までご連絡ください。

年代：70代後半  
性別：男性  
外見の特徴：身長170センチ、やや肥満、眼鏡装着  
よく行く場所：◇◇公園  
服装、持ち物等：グレーのポロシャツ、紺のズボン

※「搜索協力者」とは、個人情報の守秘義務の遵守を誓約した方で、この事業にご協力いただく方々のことです。

### ◆◆◆◆◆ご協力いただける方（搜索協力者）を募集中です◆◆◆◆◆

ご協力いただける方は「申請書兼誓約書」をお近くのあんしんすこやかセンターへ提出してください。提出された方に、登録手続き方法をご案内します。（「申請書兼誓約書」はあんしんすこやかセンター及び区あんしんすこやか係で配布しています。）（登録できる方は、あんしんすこやかセンター、市社会福祉協議会、市内の介護保険サービス事業所、市民生委員児童委員協議会、その他市が登録を必要と認めた認知症サポーター等です。）

## こうべオレンジカフェ登録事業のご案内

神戸市では、神戸市内で開かれている認知症カフェを市民の皆さんに広く知っていただき、認知症のご本人とご家族を支える地域づくりを推進していくために「こうべオレンジカフェ（認知症カフェ）」の登録事業を行っています。※登録には一定の要件を満たす必要があります。

こうべオレンジカフェに登録していただくと、以下の支援を行います。

1. 神戸市ホームページや広報紙への掲載等、広報活動に関する協力
2. カフェの開業や運営に関する情報提供や、神戸市の認知症に関する情報提供、市内カフェ連絡会の開催

**登録要件をご確認のうえ、是非登録申し込みをお願いします！**

登録の申請：こうべオレンジカフェ登録事業実施要綱をご確認のうえ、郵送にてお申込みください。申請受付後、運営内容を確認し、登録決定を行い、こうべオレンジカフェ登録決定通知書を郵送にて交付します。

実施要綱・各種様式については神戸市社会福祉協議会のホームページからダウンロードできます。

HPアドレス <http://www.with-kobe.or.jp>（こうべ認知症生活相談センターのページ）

申請書類提出及びお問い合わせ先 社会福祉法人 神戸市社会福祉協議会 こうべ認知症生活相談センター  
〒651-0086神戸市中央区磯上通3丁目1-32 こうべ市民福祉交流センター4階  
電話：078-271-5081 FAX：078-271-5366



## 協会の活動状況

### ◆ 2月から3月までの動き

平成28年		
2月	4日	平成27年度第6回運営委員会
	19日	介護現場で知っておきたい医学知識研修会 part2 3日目(参加者96名)
	10日	平成28年度第1回神戸市高齢者介護士実務者会
3月	3日	平成27年度第2回理事会
	5日	平成27年度第3回全体研修会(参加者106名)

10日	平成27年度第6回居宅介護支援サービス部会 平成27年度第5回施設サービス部会
14日	平成27年度第5回在宅サービス部会
22日	平成28年度第2回神戸市高齢者介護士実務者会

### ◆ 今後の予定(期日確定分のみ)

平成28年		
4月	7日	平成28年度第1回運営委員会

## 平成28年度 神戸市認知症介護研修のご案内

### 《平成28年度神戸市認知症介護実践者研修》

**研修日程:** 第1回 平成28年 5月24日(火)～平成28年 8月18日(木)  
 第2回 平成28年 7月 5日(火)～平成28年 9月30日(金)  
 第3回 平成28年 8月16日(火)～平成28年11月22日(火)  
 第4回 平成28年 9月15日(木)～平成28年12月22日(木)  
 第5回 平成28年11月 8日(火)～平成29年 2月24日(金)

**受講対象者:** 次の①または②の方

- ①介護保険施設、居宅介護サービス事業所等に従事する介護職員等  
原則として身体介護に関する基本的知識・技術を取得し、概ね実務経験2年程度を有しており、本研修の受講が適切と認められる方。
- ②指定地域密着型サービス指定・運営基準において受講が義務付けられている方

**定員:** 80名

### 《平成28年度神戸市認知症介護実践研修 実践リーダー研修》

**研修日程:** 平成28年10月 7日(金)～平成29年 2月 8日(水)

**受講資格:** 次の①～⑤をすべて満たす方

- ①実践者研修を修了し1年以上経過している方
- ②介護業務に概ね5年以上従事した経験を有している方
- ③ケアチームのリーダー又は、リーダーになることが予定される方
- ④研修受講に対し、施設長または事業所管理者等の推薦が得られる方
- ⑤全日程を受講可能な方

**定員:** 40名

### 《平成28年度神戸市認知症介護サービス事業開設者研修》

**研修日程:** 平成28年10月28日(金)・11月 8日(火)

**受講資格:** 指定小規模多機能型居宅介護事業者、指定看護小規模多機能型居宅介護事業者、指定認知症対応型共同生活介護事業者、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の代表者

(法人の理事長、代表取締役、または事業を担当する理事、取締役等)

**定員:** 20名

### 《平成28年度神戸市認知症対応型サービス事業管理者研修》

**研修日程:** 第1回 平成28年 5月20日(金)・6月 7日(火)  
 第2回 平成28年10月28日(金)・11月15日(火)

**受講資格:** 次の①②双方を満たす方

- ①認知症介護実践研修(実践者研修)または、痴呆介護実務者研修(基礎課程)を修了している方(修了見込みの方も含みます)
- ②指定認知症対応型通所介護事業所、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の管理者または管理者に就任予定の方

**定員:** 20名

### 《平成28年度神戸市小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修》

**研修日程:** 第1回 平成28年6月24日(金)・6月28日(火)  
 第2回 平成29年2月14日(火)・2月21日(火)

**受講資格:** 次の①②双方を満たす方

- ①認知症介護実践研修(実践者研修)または、痴呆介護実務者研修(基礎課程)を修了している方(修了見込みの方も含みます)
- ②指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の計画作成担当者または計画作成担当者に就任予定の方

**定員:** 20名

**修了証書の交付:** どの研修も全日程・全科目を受講した受講者に対して、神戸市から修了証が交付されます。(1科目でも欠席されると修了認定ができません)

**申込方法:** 受講申込書をダウンロードし、必要事項を記入の上、神戸市社会福祉協議会あて郵送にてお申込みください。

**申込・問合せ先:** 神戸市社会福祉協議会 福祉事業1課 認知症介護研修係  
 〒651-0086 神戸市中央区磯上通3-1-32 こうべ市民福祉交流センター4階  
**TEL:078-271-5316 FAX:078-271-5366**

※詳細については神戸市社会福祉協議会ホームページでご確認ください

<http://www.with-kobe.or.jp>

## 個別加入のご案内

協会では、下記の団体加入会員(団体一括加入)の7団体に加入されていない法人・事業所等で、神戸市内で活動を行う介護サービス事業者を運営する法人・事業者や介護サービス関連事業を行う団体を対象に、個別加入の受付を行っています。

詳しくは、協会事務局までお問い合わせ、または協会ホームページをご覧ください。

- 団体加入会員(団体一括加入)
- 一般社団法人 神戸市老人福祉施設連盟
- 神戸介護老人保健施設協会
- 公益社団法人 神戸市民間病院協会
- 神戸市シルバーサービス事業者連絡会
- 一般社団法人 神戸市医師会
- 公益社団法人 神戸市歯科医師会
- 一般社団法人 神戸市薬剤師会
- 上記の7団体に所属する会員

## 編集後記

毎年、最後の協会だよりの発行が年度末ギリギリになってしまい申し訳ありません。この時期は、別れがあり、出会いがある季節です。職場を去る人とは別れを惜しみ、淋しい気持ちで一杯ですが、新しい場所で活躍されることを期待します。新しく仲間に加わった人とは、早く打ち解けて一緒に頑張っていきたいと思えます。自分が新卒だった頃と比べると、今の若者は本当にしっかりしていて、よく頑張るなぁと感心します。新たな環境で働き始めた人たちは不安も一杯だと思いますが、周りの先輩にどんどん質問して、相談してください。先輩もそうやって少しずつ仕事を覚えてきたのですから。どんな仕事でも誠意をもって一生懸命取り組み、きっと大丈夫！ (か)